

【別紙】

最低制限価格適用の入札における算定方法について（一部変更）

令和5年度までは、予定価格以下で最低制限価格以上の範囲内に有効な入札価格がない場合には、入札不調とし、再度公告等の手続きを行っていましたが、入札参加者の事務負担等や工事実施の遅滞の原因となることから、最低制限価格の算定方法を以下のとおり運用いたします。

1. 適用年月日

令和6年4月1日から適用

2. 算定方法【全社が最低制限価格を下回った場合の取扱い】

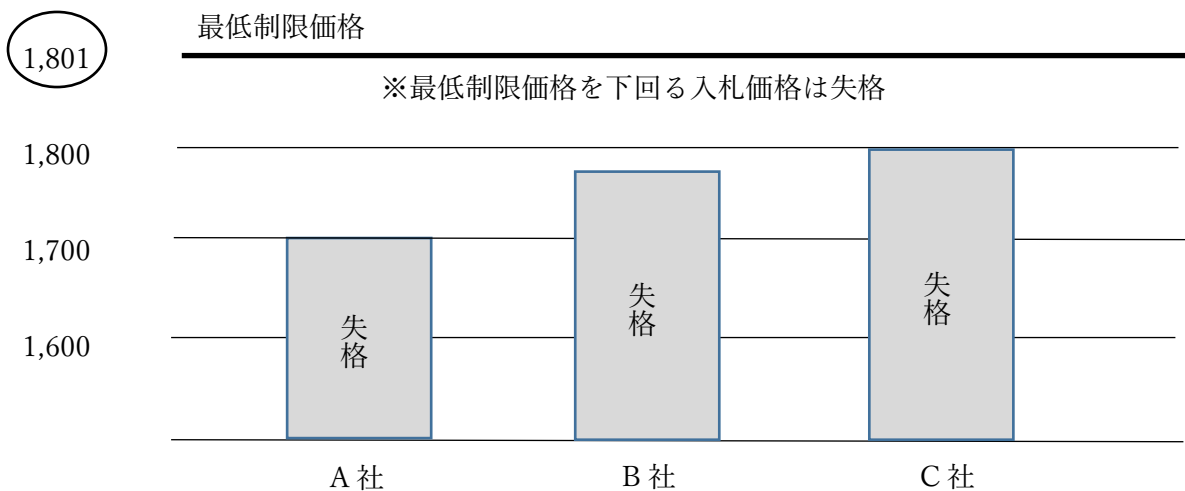
(1) 変更前

(具体例) 最低制限価格 =

$$18,020,000 \text{ 円} \times 0.9996 = 18,010,000 \text{ 円 (1万円未満切捨)}$$

本工事の最低制限基本価格（税抜）は1,802万円であり、規程により決定したランダム係数は「0.9996」となった。その結果、全社、最低制限価格を下回ったため失格とした。

予定価格

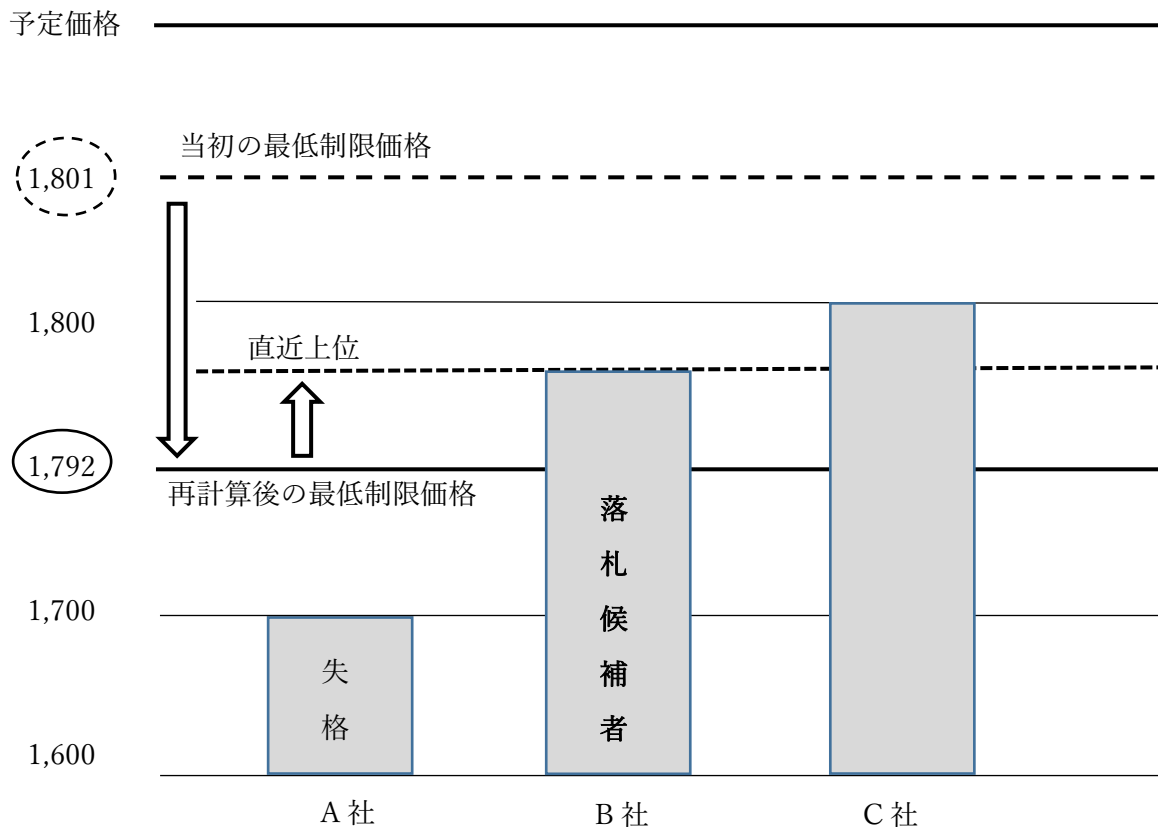


(2) 変更後（こちらが適用されます）

(具体例) 再計算後の最低制限価格＝

$$18,020,000 \text{ 円} \times 0.9950 \text{ (最低係数)} = 17,920,000 \text{ 円 (1万円未満切捨)}$$

規程により決定したランダム係数で全社が失格となってしまった場合、ランダム係数により最低制限価格が変動する範囲（最低係数）に有効な入札がある場合には、当該限度額を最低制限価格とし、直近上位の有効な入札を落札候補者とします。



最低制限価格が変動する範囲内に有効な入札がない場合は、現行のとおり入札不調とし、再計算後の最低制限価格を適用したことにより、同額の入札があった場合は、電子くじとします。